

大都市行財政制度調査特別委員会行政視察報告

大都市行財政制度調査特別委員長 古泉 幸一

【視察日程】平成28年11月30日（水）～12月1日（木）

【視察委員】古泉幸一委員長，志田常住委員，高橋三義委員，田辺新委員，山田洋子委員，南まゆみ委員，佐藤豊美委員，青木学委員，小山進委員，青野寛一委員

【視察地】宮城県仙台市，青森県八戸市

【調査事項】宮城県仙台市：仙台市・宮城県調整会議の取り組みについて
青森県八戸市：行財政改革の取り組みについて

○仙台市・宮城県調整会議の取り組みについて【宮城県仙台市】

1. 事業の背景について

① 指定都市都道府県調整会議について

目的は，指定都市と都道府県の二重行政の問題を解消し，事務処理を調整するための協議会の場。（平成26年度改正法の施行により，平成28年度からいわば自動的に設置されていることになるもの）協議事項として，指定都市又は都道府県は，二重行政を防止するために必要であると認めたときは，調整会議における協議を求めることができる。指定都市又は都道府県は，協議を求められれば，応じなければならない。指定都市都道府県調整会議の構成員は，指定都市の市長，都道府県知事以外に追加可能な者として，次の者が挙げられている。他の執行機関の代表者，職員，議会を代表とする者として議会が選任した者，学識経験者である。また，協議を調えるため必要と認めるときは総務大臣に対し勧告を行うことを求めることができる。（指定都市都道府県勧告調査委員及び各省の意見を聴く）

② 議会の議員を指定都市都道府県調整会議の構成員にすることについて

第30次地方制度調査会において，執行権に関することであり，慎重に検討すべきだ。議会はその決定に関与してない立場できちんと監視ができる。調整会議における協議の実効性を高めるため，必ず構成員となるべきだとする等さまざまな意見が出されたが，平成25年6月25日，第30次地方制度調査会の答申（抄）には，協議会の構成員としては，指定都市と都道府県の執行機関と議会が共に参画することが協議の実効性を高める上でも重要である。例えば，会長は市長又は知事とし，委員は市長又は知事と各議長を充てるほか，その他の議員又は職員からも選任できるようにすることを検討すべきであり，法律上の規定では，必ず構成員となる者については，指定都市の市長，指定都市を包括する都道府県（以下「包括都道府県」という。）の知事とし，議会の議員については，指定都市の市長及び包括都道府県の知事は，必要と認めるときは，協議して，調整会議に，指定都市の議会と包括都道府県が当該指定都市や当該包括都道府県の各々議会の議員のうちから選挙により選出した者を構成員として加えることができると示され，更に国会の衆参総務委員会の付帯決議（抄）においても，各々平成26年4月24日衆議院総務委員会より，指定都市と都道府県それぞれ

れの執行機関と議会が共に参画することが協議の実行性を高める上で重要であることを踏まえ、適正な運用が図られるよう、改正趣旨の周知徹底を図ることが示され、同じく5月20日参議院総務委員会でも、適宜・適正な運用が図られるよう、十分配慮することと、示されている。故に、仙台市・宮城県指定都市都道府県調整会議では両議会の議長を構成員としている。

③ 仙台市の取組みについて

これまで全国各地でさまざまな形で市と県の連携・情報交換は実施されていた。仙台市も全国と同様に県との間で実施してきたので、本市と県において二重行政はないのではないかと。しかし、法改正により義務化されたため、今年4月1日に知事・市長が協議し、議会代表者も入ることとし、6月の県・市議会で検討され双方の議長が調整会議の構成員に入ることになった。

2. 事業の概要について

第1回の仙台市・宮城県調整会議は、平成28年7月20日（水）午前10時～10時32分で開催された。

場 所 宮城県庁4階 庁議室

出席者 宮城県知事 村井 嘉治、宮城県議会議長 中山 耕一

仙台市長 奥山 恵美子、仙台市議会議長 岡部 恒司

（県知事が司会を務める。）

3. 県・市における協議事項等について

①仙台市・宮城県調整会議運営要項（案）について

○会議の運営に関する事項について定めた運営要項について、原案のとおり決定した。

②県・市の連携について

○県・市では、これまでもさまざまな協議を産業経済・観光分野、インフラ関連分野、生活・文化分野、その他等の分野ごとに、担当課で協議等を行ってきたので、それらの現状認識をまず確認した。現状では二重行政はない。

○東日本大震災後の県と市が共同で実施した主な取り組み等、プラスになることを協議する。交流人口の拡大、インバウンドをテーマに意見交換を行った。

4. 今後の課題について

さまざま顔合わせはあるが、4名揃っての意見交換の場はないので有意義である。今後についてもテーマを絞って実施する方向性であるが、具体的なテーマが今のところはないため、次の開催目途は立っていない。今後、開催日やテーマについて検討して行く必要がある。

5. 所見

これまでも宮城県と仙台市では、早くからさまざまな協議会等を必要都度、多くの分野で開催しており、県・市の連携が上手く行われていて、良い関係であることが伺えました。

また、東日本大震災後の復興や防災世界会議の運営等にもそれらの機能がしっかり発揮されたと思われます。第1回目の仙台市・宮城県調整会議で交流人口拡大について協議された。今後、多くの自治体が人口減少時代を迎える中、仙台市が宮城県と連携した取り組み施策で、どのように交流人口を拡大されるのか非常に期待と興味を持てます。



○行財政改革の取り組みについて【青森県八戸市】

1. 事業の概要について

平成7年度に第1次八戸市行政改革を策定し、平成10年度に第2次八戸市行政改革、平成13年度に第3次八戸市行政改革に取り組んだ。平成14年度に事務事業の総点検を行い、翌年平成15年度には八戸市財政健全化計画を立てるとともに、平成16年度に八戸市行財政改革推進戦略プログラムに取り組んだ。結果効果額として、平成7年度から平成16年度にかけて約58億円削減できた。

その後平成17年度には第4次八戸市行財政改革（集中改革プラン）を新たに策定した。平成17年から平成21年にかけて第4次行財政改革大綱として「歳出削減」「職員数削減」「市税徴収率向上」の3つに数値目標を掲げて取り組んだ。その結果約73億円補助金のカットに結び付いた。平成22年度には第5次八戸市行財政改革を行い、「自立性の高い組織運営の確立」「質の高い市民サービスの追求」「持続可能な財政基盤の確立」を改革三本柱として掲げ、新たに推進項目を設けて取り組みを行った。平成27年度に第6次八戸市行財政改革に取り組んでいる。

2. 現状と課題等について

現在第6次行財政改革大綱として、基本理念に「行政資源の最適化による市民サービスの向上を追求し、進化し続ける中核市八戸を目指す」としている。推進期間を平成27年度から平成31年度の5年間として設け進めている。

遵守すべき数値として、定員管理・基金残高・財政健全化指標を設定した。「量」と「質」の改革を引き継ぎ、「意識の改革」を追求するとともに、中核市への移行を行財政改革推進の好機と位置づけ、移行による効果の最大化を図る事としている。またグループ単位での業務改善の推進を進めることとした。

改革の 4 本柱を「意識改革と組織体制強化」「業務改善によるサービス向上」「持続可能な財政運営」「財産（資産）の適正管理」として、取り組みの概要とした。その結果として 215 件の業務改善につながっている。

3. 今後の取り組みについて

行革大綱推進管理として各取り組みの着実な推進を進めることが必要である。制度開始 10 年経過に伴う、新たな展開に向けた検討も必要となる。また、有料広告事業やマイナンバー制度の周知を図り、新たな活用策を検討する必要がある。一番大きな課題として、公共施設のマネジメントがある。個別計画の策定等、具体的な取り組みの推進が大切になっている。二重行政の解消を図るため平成 29 年度 1 月 1 日に予定されている中核市への移行も今後の重要な取り組みとなる。現在は内部評価を受けており、今後外部評価を受ける事になっている。

4. 所見

平成 7 年度から取り組みを始めた行財政制度改革は道半ばではあるが、八戸市においては着実に成果をあげている。今後人口減少や地方財政の収益悪化に対応するには、常に改革の意識が必要だと強く感じられた。まずは徹底した職員の意識改革から始めることが大切であると話を伺い、その必要性を強く感じました。今後の八戸市の改革を注視していきたいと思ひます。

